

「金融持株会社に係る検査マニュアル」（案）の概要

1. 目的

持株会社方式による経営統合の進展や主要銀行グループにおける通年・専担検査の導入を踏まえ、金融持株会社に対する検査における着眼点を明確にし、また、金融行政の一層の透明性を確保するため、「金融持株会社に係る検査マニュアル」（案）をとりまとめた。

2. 概要

本マニュアル（案）の概要は、以下のとおり。

- ① 本マニュアル（案）は、金融持株会社（注 1）に対する検査に際し、金融持株会社グループ（注 2）において構築されている法令等遵守態勢及びリスク管理態勢が、金融持株会社の子会社である金融機関（注 3）の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理した、検査官の手引書である。
- ② 金融持株会社グループは、その態様の違いにより、グループが抱えるリスクの特性やその波及形態も異なる。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区々であり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。
本マニュアル（案）は、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものである。
- ③ 本マニュアル（案）に記載されているチェックリストの内容を、全ての金融持株会社グループに一律に求めるものではなく、その実態を十分に把握した上で、管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する。

(注 1) 本マニュアルにおける「金融持株会社」とは、銀行法第 2 条第 13 項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第 16 条の 4 に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第 2 条第 16 項に定める「保険持株会社」又は証券取引法第 59 条第 1 項に定める証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条第 5 項第 1 号に規定する持株会社）のいずれか、又はこれらの複数に該当する持株会社をいう。なお、「長期信用銀行持株会社」に係る本マニュアルの適用については、特段の定めがない限り、「銀行持株会社」に係るものと準用する。

(注 2) 本マニュアルにおける「金融持株会社グループ」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

(注 3) 本マニュアルにおける「金融機関」とは、銀行、保険会社、証券会社をいう。

④ 持株会社の機能や役割に着目し、以下のような点について適切な管理態勢が構築されているか等を検証するためのチェックポイントを設けた。

- ・ グループとしてのリスク管理体制の構築
- ・ 持株会社による適切な資本政策（グループとしての適切な資本の維持・グループへの適切な資源配分）・増資に係る法令等遵守態勢
- ・ グループ内取引等の妥当性（傘下金融機関の健全性や取引の公正性等の観点。）
- ・ グループとしての危機管理体制の構築
- ・ 顧客情報管理（グループ内での情報共有）の適切性

3. 本マニュアル（案）の構成

第1 基本的考え方

1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置づけ
2. 金融持株会社グループに係る着眼点
3. 検査マニュアルの位置づけ等
4. 検査実施上の留意点等

第2 チェックリスト

- I. 銀行持株会社に係るチェックリスト
 - i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- II. 保険持株会社に係るチェックリスト
 - i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- III. 証券持株会社に係るチェックリスト
 - i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ii. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

（注）詳細については、「金融持株会社に係る検査マニュアル」（案）の目次を参照。

4. 今後の予定

パブリックコメント終了後、頂いたご意見等を踏まえ所要の作業を行い、本年6月末を目途に検査官宛通達として発出し、平成15検査事務年度より実施する検査から適用する予定である。